

事務連絡
令和7年5月15日

申請される皆様へ

愛媛県立松山商業高等学校 事務課

愛媛県公立学校等奨学のための給付金の申請について
(新入生に対する4～6月分相当額の前倒し給付)

この封筒には、通常申請【生活保護（生業扶助）受給世帯、道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯】の書類を同封しています。

つきましては、下記の期限までに提出をお願いいたします。

記

1 配布書類

- (1) 【お知らせ】奨学のための給付金 新入生への4～6月分相当額の前倒し給付について
- (2) 奨学のための給付金（新入生への一部前倒し給付）に係る提出書類等確認票
- (3) 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1）
 - ・支給申請書（両面印刷）
 - ・【給付金振込先について】（通帳写し貼付用紙）
 - ・（別紙）記入上の注意
 - ・記入例（両面印刷）

※学校長が認めた場合に、保護者等が負担する授業料以外の教育費（学校徴収金）と給付金を相殺することが可能です。相殺を希望する場合は「委任状（様式第5号）」をお渡ししますので、本校事務室へ連絡をお願いいたします。

2 提出書類

【生活保護（生業扶助）受給世帯】

- (1) 奨学のための給付金（新入生への一部前倒し給付）に係る提出書類等確認票
- (2) 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1）
 - ・支給申請書（両面印刷）
 - ・【給付金振込先について】（通帳写し貼付用紙）
- (3) 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、写し可）（※1）
- (4) 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

【裏面へ続く】

【道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯】

- (1) 奨学のための給付金（新入生への一部前倒し給付）に係る提出書類等確認票
- (2) 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1）
 - ・支給申請書（両面印刷）
 - ・【給付金振込先について】（通帳写し貼付用紙）
- (3) 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、写し可）（※1）
- (4) 保護者等全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類（※2）

（※1）世帯全員が記載されたもの（基準日以降に取得したもの）。ただし、保護者等以外の者が住所を別にしている場合は、その者の住民票の提出は不要とする。

（※2）保護者等の全員について、非課税であることが証明できる書類のうちいずれか一つ（コピー可）を提出してください。

【非課税であることが証明できる書類】※令和6年度（令和5年分）に係るもの

- ・課税（非課税）証明書
- ・特別徴収額の決定・変更通知書
- ・市町民税の納税通知書

3 提出期限・支給時期

提出期限：**令和7年5月29日（木）**（最終締切：令和7年5月30日（金））

提出先：本校事務室（封筒に入れて提出してください。）

支給時期：7月末頃予定（申請時に指定した口座へ振込）

【問い合わせ先】

松山商業高等学校 事務室

担当：寺尾

TEL：089-941-3751